

徳島県告示第二百一号

徳島県財政事情の公表に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第十二号）第二条第一項の規定により、令和四年十月一日から令和五年三月三十一日までの期間における財政事情を次のとおり公表する。

令和五年五月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課に備え置いて、公衆の縦覧に供する。）